

# 津波・原子力災害被災地域 雇用創出企業立地補助金について

参議院議員 蓮 舫  
(民主党行財政改革総合調査会 会長代行)

# 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金の流れ



**総額1730億円**  
平成25年度予算 1100億円  
平成25年度補正予算 330億円  
平成26年度予算案 300億円



公募・採択・基金造成

公募・採択

**【基金設置法人】**  
一般社団法人 地域デザインオフィス  
(代表理事 2名体制)

豊かな地域社会の実現に向けて  
**JILC** 一般財団法人日本立地センター  
Japan Industrial Location Center

**専務理事**

**元役員**

株式会社 URリンケージ  
Urban Renaissance Linkage Co., Ltd.

業務委託

**MIZUHO**

**【運営事務局】**  
みずほ情報総研(株)

公募・採択

**民間事業者**  
事業用地・建屋・設備の取得

支払

出典:事業フローについては「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」行政事業レビューシートより民主党政調作成  
代表理事経歴等については、法人登記簿謄本より民主党政調・調べ

# 復興予算1730億円が実体のない法人へ？

【基金設置法人】  
一般社団法人  
地域デザインオフィス

事務所はポストのみの  
シェアオフィス

登記地は、シェアオフィスで、ポストを借り受けているのみ。事務所実体はなし。

業務がないのに、  
月150万円の事務費

② 補助金の支払いは、原則、補助事業完了後、補助事業実績報告書の提出を受け、額の確定後の精算払いとなります。  
また、特に必要と認められる場合、補助事業の遂行途中での事業の進捗状況、経費（支払行為）の発生や交付要件等を確認し、所定の手続きを経た上で、当該部分にかかる補助金が支払われることもあります。  
(公募要領)

補助金は、事業完了後の支払にも関わらず、  
月約150万円（9か月で約1414万円）が支払われている。

(単位：円)

経費項目	5～7月経費	8～9月経費	10～11月経費	12～1月経費	累計
人件費(補助員人件費含む)	2,019,575	4,261,403	2,135,772	2,054,852	10,471,602
事務所賃借料	429,450	291,900	291,900	530,040	1,543,290
その他経費(機器賃借費、通信費等)	1,934,680	70,065	38,324	78,441	2,121,511
合計額	4,383,705	4,623,369	2,465,996	2,663,333	14,136,403

(経産省提出「地域デザインオフィス経費内訳表」)



(民主党政調撮影)

# 参議院予算委員会(3.14)での主なやり取り

**蓮舫議員**

公募が行われた時点でオフィスはポストのレンタルしかしていなかったことをご存じか？

**茂木経産大臣**

内示の際には適切な事務所を構えるということであり、その後、実際に事務所を構えております。

**加藤経産省地域経済産業審議官**

新たに専有スペースを借りるという前提で公募申請がされておられましたので、それを含めての評価で採択をされた。

**蓮舫議員**

ポストだけで申請されて、それが受かって、落札したら事務所を借りて、ホームページはないけれども大丈夫ですと。国民に分かるように調査をして説明をして頂きたい。

**茂木経産大臣**

公募要領に基づきまして外部の審査委員会によって厳正に審査の上、低コストで、そして補助金の趣旨を踏まえた効果的な事業が実施できる団体として適正に選定され...



新たな疑問

- ①法人としての実態がなくても、基金を預けることは問題ない？
- ②経済産業省は内示以前から事務所がないことを把握していた？

# 委員会審議後の調査状況

## ①事務所専有スペースがなくても、基金を預けることは問題ない？

「基金設置法人の公募要領では、基金の管理・運用、事務局の指導監督の事務を適切に行うために必要かつ適正な事務・管理体制を整えられるかという点が重要。」(3月25日・蓮舂事務所での説明にて)



?

事務所専有スペースあるかないかは公募要領に記載もされない、大前提ではないか？また、専有スペースがないことは、1700億円余りの税金を預ける法人として、適正な管理体制と言えるのか？

## ②経済産業省は内示以前から事務所がないことを把握していた？

「公募前、当時の担当者が事業の説明に行った際に把握している。」

※(その後の文書回答)「通常業務の中で当該法人の存在を知り、事業内容を諸団体に説明する一環として訪問するに至った。」(3月25日・蓮舂事務所での説明にて。文書は4月3日付経産省回答資料)

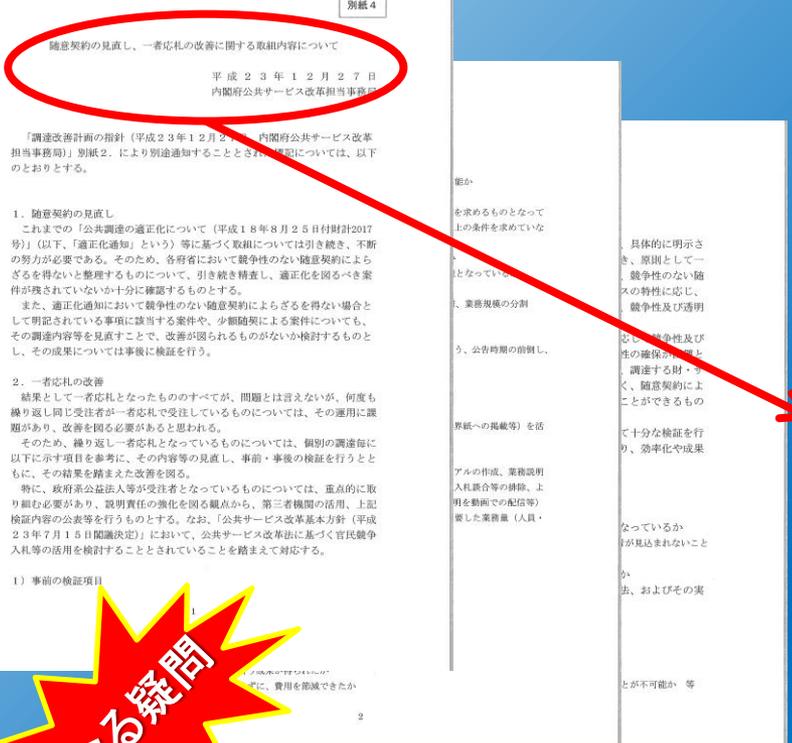


?

国からの委託・補助事業を行ったことなく、本事業応募まで基金事業を登記さえしていない、さらに、HPも検索にヒットしない法人をどのような経緯で把握したのか？なぜそのような法人に説明する必要があったのか？

# 公募前に事業を個別企業に説明？

「個別の説明は、「随意契約の見直し、一者応札の改善に関する取組内容について」(H23.12.27,内閣府公共サービス改革担当事務局)に基づき多数の応募が見込み難しい場合は、個別に説明を行っている。」(4月3日付経産省回答資料)



「随意契約の見直し、一者応札の改善に関する取組内容について」(H23.12.27,内閣府公共サービス改革担当事務局)

- 2. 一者応札の改善 (抜粋)
  - 1) 事前の検証項目
  - (2) 競争参加者の確保
    - ・ 参入可能者の把握
    - 参入が可能と思われる事業者どの程度存在するか、調査・把握
    - ・ 調達情報の周知徹底
    - 業界団体との連携、各種広報ツール (HP、メールマガジン、業界紙への掲載等) を活用した周知
    - ・ 業務内容の理解促進
    - 新規参入者に業務の詳細な内容を周知するために、業務マニュアルの作成、業務説明会の開催等を実施。ただし、業務説明会の実施に当たっては、入札談合等の排除、より広い周知の観点から、複数回に分けた実施や、web (業務説明を動画での配信等) 等による開催を検討。過去に同様の事業がある場合に、実際に要した業務量 (人員・所要時間) 等についての情報提供。



公募前に個別説明することは何ら記載はない。競争性の確保を図る観点からすれば、出向いてまでの説明は本当に必要か？